

視点・論点

2026年1月22日

奨学金制度の「設計」を問い合わせる

非常勤研究員(一橋大学博士課程) 中本 大輝

現在、日本では大学への進学率が6割近くに達し、大学進学は一部の層に限られた特別な選択ではなく、多くの若者が当然のように目指す進路となっている。その中で、進学費用を支える奨学金の役割はいっそう重みを増している。とりわけ、貸与型を含む奨学金利用者の九割以上が日本学生支援機構(JASSO)の制度を利用してあり、同機構の奨学金は進学機会を支える中核的な仕組みとなっている。近年は、世帯の所得に応じて支給される給付型奨学金も拡充され、「家庭の経済事情に左右されず学べる社会」を目指す流れが一段と強まっている。

かつて日本の奨学金は貸与中心であり、返済を前提とした教育ローンに近い仕組みだった。2017年以降に給付型奨学金が本格的に導入され、「貸与から給付へ」という方向転換が進んでいる。若い頃から多額の借金を背負うことになる貸与型よりも、返済不要の給付型のほうが望ましいとする認識が着実に広がりつつある。

しかし、「給付を増やせば増やすほど良い」と単純に結論づけてしまうのは危うい。奨学金は、制度の設計次第で人々の行動に変化をもたらし、マクロ経済にも影響を及ぼす可能性がある。どのような理念で、どのようなルールのもとに給付を行うのか。その「設計」を丁寧に検討する必要がある。

一つ目の論点は、所得に基づく「閾値」の設計である。JASSOが提供する給付型奨学金制度をはじめ、多くの給付型奨学金では、世帯年収があるラインを下回れば給付の対象となり、上回ると対象外となる。所得ラインの前後で支援額が大きく変われば、不平等感を生むだけでなく、「これ以上収入を増やすと損をする」という感覚から、家計に対してより多く稼ぐインセンティブを弱めてしまう可能性がある。

二つ目は財源の問題である。給付を拡大するためには、いざにせよ税の引き上げや、他分野の歳出削減といった形で追加の負担が生じる。税負担が増えれば奨学金対象外の家計の手取り所得や投資余力は圧迫される。その結果、奨学金拡充がマクロ経済や世代間の所得分配にもたらす効果は、必ずしも一方向的に「良い」とは言い切れない。

三つ目は、学費水準への影響である。給付拡大を前提に大学側が学費を引き上げた場合、公的資金の一部が学費上昇に吸収される。教育水準の向上を伴う可能

性はあるが、学生・家庭を支援するはずの給付が、結果的に価格上昇を通じて教育機関側に移転するだけであれば、効果的な政策とは言えない。

これらの点を踏まえると、求められているのは「給付型か貸与型か」という二者択一ではなく、制度設計の工夫である。例えば、所得の閾値を一本の線で区切るのではなく、所得に応じて段階的・連続的に支給額が変わる仕組みにすれば、いわゆる「年収の壁」のような損得勘定は和らぐだろう。また、財源や学費水準を考慮すると、給付の拡充より貸与型支援を工夫する方が望ましいかもしれない。貸与型について利子負担を軽減し、貸与された学生の返済能力に応じて返済額や返済期間が柔軟に調整される仕組みを導入することで、若者が過大なリスクを負わずに学ぶ環境を整えることもできる。加えて、当初は貸与として位置づけつつ、学生本人の学習成果など一定の条件を満たした場合には返済を免除する「成果連動型」の支援も、選択肢の一つとして検討すべきである。実際、JASSOでは大学院生向けの無利子貸与において、所定の要件を満たした受給者の返済を免除する制度が既に実施されており、こうした仕組みを学部段階にも応用していく余地がある。

奨学金制度を評価する尺度も、見直しが必要だ。支援対象の進学行動や負担軽減はもちろん重要だが、それだけでは不十分である。教育投資の水準、国民の所得水準、格差の縮小度、親と子の所得階層がどの程度入れ替わっているかという世代間の所得階層移動など、より長期的・マクロ的な視点に基づく指標をあわせて見るべきだろう。こうした複数の尺度に照らして初めて、奨学金が「誰のために、どのような形で」機能しているのかを、政策として客観的に評価できる。

奨学金は、若者個人の人生だけでなく、日本社会の将来の生産性や格差構造を左右する重要な制度である。給付型を含む奨学金の拡充は、進学機会の公平性という点で大きな前進だが、その設計次第では意図していない負の結果をもたらし得る。「どれだけ配るか」だけでなく、「誰を、どのようなルールで支えるか」。その設計を問い合わせる議論こそが、これからの奨学金政策に求められている。

本資料の内容や見解はすべて執筆者個人に属するものであり、株式会社日本政策投資銀行の見解を反映するものではありません。また当行は、掲載されている情報の正確性・確実性を保証するものではなく、本資料の利用に関して生じたいかなる損害について責任を負うものではありません。本資料は著作物であり、著作権法に基づき保護されています。本資料の全文または一部を転載・複製する際は、著作権者の許諾が必要ですので、当行までご連絡下さい。著作権法の定めに従い引用・転載・複製する際には、必ず、『出所：日本政策投資銀行』と明記して下さい。

<お問い合わせ先>

株式会社日本政策投資銀行 設備投資研究所

TEL:03-3244-1890 E-mail : sesamu@dbj.jp